

コロナ禍前に戻るか！？～2021年度所得税調査事績～

●実地件数は増加傾向に

2021事務年度（2021年7月から2022年6月）の所得税の実地調査件数は3万1,407件と前年（2万3,804件）より増加しました。

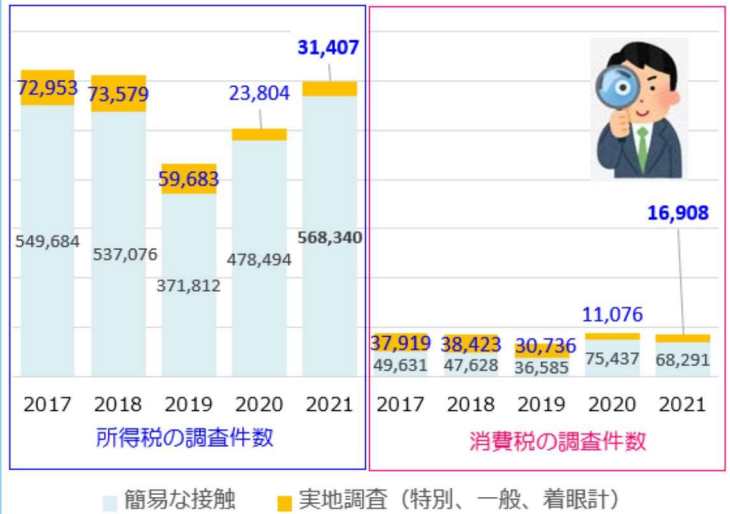


文書や電話で行われる簡易な接触件数を加えると調査総数は60万件で、こちらもコロナ禍前の2018年度の61万件に匹敵するレベルに。

一方で、消費税の調査件数は8万5千件で、前年比98.5%と減少しました。

1件当たりの追徴税額は、所得税18万円（前年比120%）、個人事業者の消費税37万円（同176.2%）といずれも増加し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

調査件数全体ではコロナ前水準へ



●重点調査対象とは？

重点調査対象として、富裕層、海外投資等、無申告者のほか、例年インターネット取引として公表されてきたカテゴリが、今回から“シェアリングエコノミー”と“暗号資産”とに区分されました。

下表のように、シェアリングエコノミーを除くすべてのカテゴリで、一人当たりの申告もれ金額と追徴税額との全平均をはるかに上回っています。

◆ 重点チェック対象の調査状況 ◆

カテゴリ	調査件数	一人当たり 申告もれ金額	一人当たり 追徴税額
富裕層	2,227件	3,767万円	1,067万円
海外投資等	2,043件	3,690万円	1,119万円
シェアリングエコノミー	839件	1,382万円	266万円
暗号資産	444件	3,659万円	1,194万円
無申告者	3,828件	2,923万円	497万円
全体計/全平均	24,067件	1,613万円	323万円

●海外投資等の申告もれは過去最高

海外投資を行う個人や海外資産を保有する個人を対象に、国外送金等調書、国外財産調書、海外との情報交換制度、CRS情報（非居住者金融口座情報）などをもとに積極的な調査が実施されています。

2021年度には2,043件の調査が実施され、1人当たりの申告もれ金額が3,690万円、追徴税額が1,119万円で、いずれも過去最高金額でした。

◆ 海外投資等の種類と内容 ◆

カテゴリ	調査件数	取引の内容
海外投資	808件	海外の不動産、証券などに対する投資、預貯金等の蓄財
輸出入	198件	事業関連の売上や原価で海外の輸出入業者との取引
役務提供	125件	工事請負、プログラム設計など海外で行うサービス提供
その他	912件	海外で受ける給与など

◆シェアリングエコノミー

シェアリングビジネス（民泊やカーシェアリング）、ギグワーカー（配達代行業など）、デジタルコンテンツ（アプリ作成など）、ネット通販、ネットオークション、ネット広告（アフィリエイト）等の総称。

IT化進行を背景に、調査件数は839件と前年の1.3倍に増えています。

◆暗号資産

いわゆる仮想通貨取引のこと。マ林などで手軽に売買できるものの、業者による源泉徴収の仕組みがないため、野放しになりがち取引かも。原則的取扱いでは、雑所得として確定申告が必要です。

調査件数は444件と少ないものの、申告もれ金額は3,659万円と富裕層と同レベルです。



●免税制度悪用では12億円追徴へ

外国人など（非居住者）が免税店で消費税を払わずに購入できるのは、その物品を海外へ持ち帰って利用するのが前提だから。購入後6カ月以内に国外に持ち出さない場合や国内で転売すれば消費税は課税されることとなります。



2021年度は30件の調査が実施され、追徴税額は12億円で、1件当たりの追徴税額4,143万円に！

悪用事例が後を絶たないことから、税制改正で2023年4月1日以降は、免税購入できるのが“短期滞在の外国人等”に限定されました。